

新旧対照表

○神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

新	旧
<p>(連帯保証人) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者</u>でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。</p> <p>(1) <u>連帯保証人が自然人である場合 成年の者で独立の生計を営むもの</u> (2) <u>連帯保証人が法人である場合 債務を弁済する資力を有する者</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(連帯保証人) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>成年の者で独立の生計を営むもの</u>でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。</p> <p>3 (略)</p>